

## 平成 23 年度「つくばスタイル」PR 連携事業実施要領

### 第 1 目的

この要領は、つくばスタイル協議会（以下「協議会」という。）が、NPO 法人等が実施するイベント等と連携し「つくばスタイル」の PR に寄与する取り組みを実施するため必要な事項を定めるものである。

### 第 2 PR イベント等の募集

協議会は、NPO 法人等の事業と連携して「つくばスタイル」の PR に取り組むため、連携可能なイベント等を募集することとし、当該イベント等を実施する NPO 法人等に PR 効果を勘案して PR 費用の負担等を行う。（PR 費用は幹事会で決定する。平成 23 年度事業限り）

2 協議会は事業の実施にあたっては、イベント等を実施する法人等と協議のうえ事業の実施計画、実施内容等を決定する。

### 第 3 協議会が連携するイベント等の条件

- (1) 「つくばスタイル」の PR に資するイベント等であること。
- (2) 確実な実施が見込めるイベント等であること。
- (3) 収益を目的としたイベント等でないこと。
- (4) 事業が実施可能として協議会の承認を受けたイベント等であること。

### 第 4 申請

当事業の実施を希望する法人等は、別添「「つくばスタイル」PR 連携事業実施申請書」により協議会あて申請するものとする。

2 申請期間は、当該要領の施行日から平成 24 年 1 月 31 日までとする。（イベント等の実施は平成 24 年 3 月 25 日までに実施することとする）

### 第 5 審査

協議会は、申請のあったイベント等が前条第 3 の条件に該当するかどうか審査の上、事業の実施及び負担等する費用について決定するものとする。

### 第 6 調査

協議会は、この事業実施に際し必要と認めるときは、申請者に対しその内容に応じた調査を行うことが出来るものとする。

### 第 7 事業の中止

協議会は、前条第 3 の条件を満たしていないと認められるときには、当該事業を中止することができるものとする。

## 第8 事業完了後の報告

協議会は、実施した事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、事業を実施した法人等から書面により事業報告を受けるものとする。

## 第9 検査及び支払

協議会は、第8の事業報告を受けた場合、速やかに検査を実施し、支払手続きを行うものとする。

付 則 この要領は、平成23年5月25日から施行する。

平成 年 月 日

つくばスタイル協議会会長 殿

住所

団体名

代表者名

印

「つくばスタイル」PR連携事業実施申請書

平成 23 年度「つくばスタイル」PR 連携事業実施要領第 4 の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業（イベント）の名称	
2 事業（イベント）の目的	
3 事業（イベント）の期間	
4 事業（イベント）の内容	
5 当該イベントで、「つくばスタイル」のPRについてどのような取り組みが可能か	

※必要に応じて関係資料を添付のこと